

北広島町告示第 150 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定によって、令和 7 年度及び令和 8 年度において、町が発注する建設工事等（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という）第 2 条第 1 項に規定する建設工事及び公共土木施設の維持管理、修繕、保守又は点検業務をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について次のとおり定めた。

令和 6 年 10 月 10 日

北広島町長 箕 野 博 司

1. 入札参加資格

別表第 1 左欄の区分について、次に掲げる事項を総合的に審査する。

(1) 客観的審査事項

平成 20 年国土交通省告示第 85 号（建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）に規定する項目

(2) 主観的審査事項

- ア. 町が発注した建設工事の完成工事成績
- イ. 町が行った指名除外の状況
- ウ. 町発注工事における下請負の制限の状況
- エ. 町発注工事における暴力団排除のための契約制限の状況
- オ. 建設業労働災害防止協会への加入状況
- カ. ISO 14005 準拠の制度における合格判定の有無
- キ. 建設キャリアアップシステムの活用状況
- ク. 障害者雇用の状況
- ケ. 大規模災害時の協力建設事業者登録制度における協力建設事業者名簿の登録の有無
- コ. 広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体としての認定（マイロード・ラブリバー認定団体であること。）の有無
- サ. 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度における登録の有無
- シ. 県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定の有無
- ス. 広島保護観察所への協力雇用主としての登録又は暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録の有無

2. 入札参加資格の審査に係る申請手続

(1) 申請を行うことができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

ア．施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

イ．別表第 1 右欄に掲げる建設工事の種類について法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていない者

ウ．入札参加資格の審査に係る申請を行おうとする建設工事の種類について、必要な経営事項審査（前記 1 (1) で規定するものをいう。以下同じ。）を受けていない者

エ．前号の経営事項審査を受けている者で、工事種別年間平均完成工事高がない者

オ．入札参加資格の審査に係る申請を行うときに北広島町税の滞納がある者（滞納があることについて、正当な理由がある者を除く。）

カ．経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は北広島町の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から 24 か月を経過している者を除く。

キ．プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者

ク．次の①から③までに掲げる届出の義務を履行していない者

① 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

② 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

③ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

(2) 申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、電子申請（広島県及び北広島町の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子申請システム」という。）を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。

ア．申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を広島県及び北広島町の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

なお、別表第 2 各項の添付書類（第 15 項から第 17 項までのものを除く。）は、別に広島県土木建設局建設産業課（広島市中区基町 10 番 52 号。以下「建設産業課」という。）に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するもの

とする。別に、別表第2条各項の添付書類のうち第15項から第17項までのものについては、北広島町の使用に係るインターネット専用サイト (<https://bid-entry.com/>) に電磁的記録を記録する方法により町に提出するものとする。

イ. 申請期間

令和6年11月1日（金）から令和6年11月22日（金）までに電磁的記録を広島県及び北広島町の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、令和6年11月29日（金）までに別に提出すべき添付書類を持参、郵便又は信書便により建設産業課に到達させなければならない。別に、北広島町の使用に係るインターネット専用サイト (<https://bid-entry.com/>) への電磁的記録にあっては、令和6年11月1日（金）から令和6年11月29日（金）までに完了させなければならない。（期日までに記録又は到達しない場合は申請全体を無効とする。）

なお、追加受付期間は、別に告示する。ただし、一般競争入札等に係る追加の入札参加資格の申請については、町長が必要と認めるときは随時行うことができるものとする。

3. 入札参加資格認定の通知

入札参加資格の認定をしたときは、名簿を作成し閲覧に供することによって通知にかえる。

4. 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和7年度及び令和8年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、令和9年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができない。

5. 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から令和9年3月31日まで有効とする。ただし、令和9年4月1日以降においても令和9年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和9年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

6. その他の事項

この告示で定めない事項については、必要に応じて町長が定める。

別表第1

入札参加資格の区分	許可を受けていることが必要な建設工事の種類
土木一式工事	土木一式工事
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
大工工事	大工工事
左官工事	左官工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
石工事	石工事
屋根工事	屋根工事
電気工事	電気工事
管工事	管工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事
鋼橋上部工事	鋼構造物工事
鉄筋工事	鉄筋工事
舗装工事	舗装工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事
ガラス工事	ガラス工事
塗装工事	塗装工事
防水工事	防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信工事
造園工事	造園工事
さく井工事	さく井工事
建具工事	建具工事
水道施設工事	水道施設工事
消防施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	清掃施設工事
解体工事	解体工事

別表第 2

番号	添 付 書 類	補足・注意事項等
1	送信完了 兼 受付票	・電子申請の最後の送信完了画面において印刷したものとする。
2	建設業許可申請書の写し	・直近に申請した許可官庁の受付印のある法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。）別記様式第 1 号の建設業許可申請書（別紙 1 及び別紙 2（2）を含む。）の写しとする。 ※許可の更新手続き中の者のみが提出すること。
3	北広島町税について滞納がないことを証する書面（未納額がある場合はその理由を記載したもの。）	※写しは不可とする。 ※資格審査申請書を提出する日の 3 か月前の日以降に発行されたものを添付すること。 ※北広島町に営業所等がない等のため、北広島町に納税義務のない場合は不要とする。
4	国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 9 号書式による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し	※資格審査申請書を提出する日の 3 か月前の日以降に発行されたものを添付すること。
5	建設業労働災害防止協会への加入を証する書面の写し	※加入している者のみが提出すること。 ※資格審査申請書を提出する日の 3 か月前の日以降に発行されたものを添付すること。
6	I S O 14005 準拠の制度における合格判定に係る合格証の写し	※県内の法上の営業所等が、合格証を受けている者のみが提出すること。
7	建設キャリアアップシステムにおける事業者情報画面の写し	※建設キャリアアップシステム（CCUS）に事業者登録している場合のみ提出すること。
8	技能者一覧表	・別に指定する様式第 1 号を使用すること。 ※建設キャリアアップシステム（CCUS）に事業者登録している場合のみ提出すること。
9	建設キャリアアップシステムに登録している技能労働者数が確認できる書類の写し	・一般財団法人建設業振興基金が提供する建設キャリアアップシステム（CCUS）に登録していることを証する書面（システムから出力できる所属技能者一覧または所属技能者統計情報、建設キャリアアップカード等）の写しとする。 ※建設キャリアアップシステム（CCUS）に事業者登録している場合のみ提出すること。
10	障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用義務のある者）又は障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し（障害者雇用義務のない者）	・障害者雇用状況報告書とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 292 号）第 9 条に規定する障害者雇用率を達成した者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）第 8 条の規定により公共職業安定所の長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）をいう。 障害者雇用義務のある者とは、県内業者のうち、障害

		者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 1 項の規定により、同法第 2 条第 1 項に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者をいう。 また、障害者の雇用状況を確認できる書類とは、障害者を 1 名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類をいい、障害者雇用義務のない者とは、県内業者のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者の雇用義務がない者で、障害者を 1 名以上直接的かつ恒常的に雇用している者をいう。 ※該当する県内業者のみが提出すること。
11	県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定を証する書面の写し	※認定を受けている県内業者のみが提出すること。 ※資格審査申請書を提出する日の 3 か月前の日以降に発行されたものを添付すること。
12	広島保護観察所への協力雇用主としての登録を証する書面の写し	※登録を受けている県内業者のみが提出すること。 ※資格審査申請書を提出する日の 3 か月前の日以降に発行されたものを添付すること。
13	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し	※登録を受けている県内業者のみが提出すること。 ※資格審査申請書を提出する日の 3 か月前の日以降に発行されたものを添付すること。
14	一般社団法人日本造園建設業協会の実施する街路樹剪定士資格制度における街路樹剪定士の登録認定証の写し	※造園工事の入札参加資格を希望する者で登録を受けている技術者を有する者のみが提出すること。
15	入札参加資格審査申請書（建設工事）	・北広島町が別に指定する様式により提出すること。
16	使用印鑑届	・北広島町が別に指定する様式により提出すること。
17	委任状（代表取締役から支店長などに対する委任事項を証したもの）	・北広島町が別に指定する様式により提出すること。